

公立大学法人青森公立大学理事会 議事録

- 1 日 時： 平成 21 年 4 月 1 日（水）16:00～
- 2 場 所： 青森公立大学 本部棟 大会議室
- 3 出席者： 佐藤理事長、佐々木副理事長（学長）、齊藤理事、對馬理事、沼田理事、山科理事（事務局長）
- 4 議 長： 定款第 17 条により、理事長が議長となる。
- 5 議事の概要
 - (1) 定款について（報告）
 - 事務局から、本法人の定款の内容について報告があった。
 - (2) 経営審議会委員について（報告）
 - 事務局から、定款第 19 条に規定する経営審議会委員の構成について、報告があった。
 - (3) 教育研究審議会委員について（報告）
 - 事務局から、定款第 22 条に規定する教育研究審議会委員の構成について、報告があった。
 - (4) 平成 21 年度予算について（議案第 1 号）
 - 議長から、平成 21 年度予算案について、議案書の通り定めた旨の提案がなされ、その内容について事務局から説明があった。
 - 審議の結果、全員一致でこれを承認した。
 - (5) 業務方法書について（議案第 2 号）
 - 議長から、地方独立行政法人法第 22 条に規定する業務方法書について、議案書の通り定めた旨の提案がなされ、その内容について事務局から説明があった。
 - 審議の結果、全員一致でこれを承認した。
 - (6) 料金の上限について（議案第 3 号）
 - 議長から、本法人が業務に関して徴収する料金の上限について、地方独立行政

法第 23 条第 1 項の規定に基づき議案書の通り定めたい旨の提案がなされ、その内容について事務局から説明があった。

○ 審議の結果、全員一致でこれを承認した。

(7) 重要な規程の制定について（議案第 4 号）

○ 議長から、定款第 18 条第 3 号の規定に基づき、本法人の重要な規程について、議案書の通り定めたい旨の提案がなされ、その内容について事務局から説明があった。

○ 審議の結果、全員一致でこれを承認した。

(8) 役員報酬等及び職員給与等の支給の基準について（議案第 5 号）

○ 議長から、地方独立行政法人法第 48 条及び第 57 条の規定に基づき、役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与及び退職手当の支給の基準について、議案書の通り定めたい旨の提案がなされ、その内容について事務局から説明があった。

○ 審議の結果、全員一致でこれを承認した。

(9) 労使協定の締結について（報告）

○ 議長から、法人化に伴い必要とされる労使協定について、労働者の過半数を代表する者との間で、配布資料の通り締結した旨の報告があった。

(10) その他

○ 法人の事務所の位置について

- ・ 議長から、本法人の事務所を次の地に設置したい旨の提案がなされ、全員一致でこれを承認した。

事務所の位置： 青森県青森市大字合子沢字山崎 153 番地 4

○ 今後の日程等について

- ・ 事務局から、本理事会の今後の開催予定等について説明があった。

以上で議事がすべて終了し、閉会した。

以上、公立大学法人青森公立大学理事会規程第 5 条の規定により、議事録を作成する。

平成 21 年 4 月 1 日

公立大学法人青森公立大学理事会議長

理 事 長 佐 藤 健 一